第百九十四条の六に次の一項を加える。

４　内閣総理大臣は、次の各号に掲げる行為を業として行おうとする者について、第六十三条の九第一項の規定に基づく届出を受理した場合には、当該者に係る同項各号に掲げる事項を経済産業大臣に通知するものとする。

一　第六十三条の八第一項第一号に掲げる行為（投資事業有限責任組合権利に係るものに限る。）

二　第六十三条の八第一項第二号に掲げる行為（投資事業有限責任組合権利に係るものに限る。）

第百九十四条の七第二項第二号の二の次に次の一号を加える。

二の三　第六十三条の十四（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による権限（第六十三条の八第一項各号に掲げる行為の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）

第百九十四条の七第三項中「第六十六条の二十二」を「第六十三条の十四（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十二」に改める。

第百九十七条の二第十号の九中「の規定による適格機関投資家等特例業務」を「又は第六十三条の十三第三項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による業務」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十の十　第六十三条の九第一項若しくは第六十三条の十一第一項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をし、又は第六十三条の九第二項若しくは第三項の規定により同条第一項の規定による届出に添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載若しくは記録をしてこれを提出した者

第百九十八条の五中「特例業務届出者」の下に「、海外投資家等特例業務届出者」を加え、同条第二号中「第六十三条の三第二項」の下に「において準用する場合を含む。）、第六十三条の十三第二項（第六十三条の十一第二項」を加える。

第百九十八条の六第三号中「第六十三条の三第二項」の下に「において準用する場合を含む。）、第六十三条の三第二項」を加え、同条第四号中「第六十三条の三第二項」の下に「において準用する場合を含む。）、第六十三条の十二第二項（第六十三条の十一第二項」を加え、同条第六号中「第六十六条の十七第二項」を「第六十三条の九第五項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の十二第三項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十七第二項」に改め、同条第七号中「又は第六十三条第十三項」を「、第六十三条第十三項」に、「の規定」を「又は第六十三条の九第十項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同条第十号及び第十一号中「第六十三条の三第二項」の下に「において準用する場合を含む。）、第六十三条の十四（第六十三条の十一第二項」を加え、同条第十四号中「の規定」を「又は第六十三条の九第九項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定」に改める。

第二百五条の二の三第一号中「若しくは第四項」の下に「、第六十三条の九第七項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の十第二項、第三項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項」を加える。

第二百八条中「、特例業務届出者」の下に「、海外投資家等特例業務届出者」を加え、「である特例業務届出者」の下に「、外国法人である海外投資家等特例業務届出者」を加え、同条第五号中「含む。）」の下に「、第六十三条の十三第一項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

附則第三条の二の次に次の一条を加える。

（移行期間特例業務に関する特例）

第三条の三　金融商品取引業者、第三十三条第一項に規定する金融機関、特例業務届出者及び海外投資家等特例業務届出者以外の者で、外国の法令に準拠し、外国において投資運用業（第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。以下この条において同じ。）を行う者（以下この条において「外国投資運用業者」という。）は、第二十九条及び第五十八条の二の規定にかかわらず、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出て、移行期間特例業務を行うことができる。ただし、その届出の日から五年を経過したとき（当該期間が経過するまでの間に、金融商品取引業者等（投資運用業を行う者に限る。）、特例業務届出者又は海外投資家等特例業務届出者となつたときは、当該金融商品取引業者等、特例業務届出者又は海外投資家等特例業務届出者となつたとき）、又は第四項の規定により適用される第六十三条の十第三項第二号に該当することとなつたときは、この限りでない。

一　商号、名称又は氏名

二　法人であるときは、資本金の額又は出資の総額

三　法人であるときは、役員（外国法人にあつては、国内における代表者を含む。）の氏名又は名称

四　政令で定める使用人があるときは、その者の氏名

五　業務の種別（第五項各号に掲げる行為に係る業務の種別をいう。）

六　主たる営業所又は事務所（外国法人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所を含む。）の名称及び所在地

七　移行期間特例業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

八　他に事業を行つているときは、その事業の種類

九　その他内閣府令で定める事項

２　前項の規定による届出は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十六号）の施行の日から起算して五年を経過する日までにしなければならない。

３　第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、移行期間特例業務を行つてはならない。

一　次のいずれかに該当する者

イ　外国（投資者の保護を図る上で我が国と同等の水準にあると認められる投資運用業を行う者に関する制度を有している国又は地域として内閣府令で定めるものに限る。ロ及び次号ニ並びに第五項第一号において同じ。）の法令の規定により当該外国において投資運用業を行うことにつき第二十九条の登録と同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を受けていない者

ロ　外国の法令に準拠し、当該外国において投資運用業を開始してから政令で定める期間を経過するまでの者（政令で定める場合に該当する者を除く。）

ハ　第二十九条の四第一項第一号イからハまでのいずれかに該当する者

ニ　移行期間特例業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者として内閣府令で定める者

ホ　移行期間特例業務を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者として内閣府令で定める者

ヘ　主として第二条第一項第九号に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券に対する投資として、運用対象財産（当該者が第四十二条第一項に規定する権利者のため運用を行う金銭その他の財産をいう。）の運用を行う者

ト　法人である場合においては、次のいずれかに該当する者

イ　第二十九条の四第一項第二号に該当する者